

平成25年度外部評価報告書

平成26年 3月



国立大学法人
福岡教育大学

目 次

1. はじめに	1
2. 外部評価委員会委員名簿	2
3. 実施要領	3
4. 評価項目	6
5. 外部評価委員講評	7
6. 評価結果	20
7. 関係規程等	
(1) 国立大学法人福岡教育大学点検・評価規程	24
(2) 国立大学法人福岡教育大学外部評価委員会規程	27

1. はじめに

このたび、「大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上」「使命・役割を踏まえた附属学校の在り方とその成果」の2項目について、それぞれ評価基準を設けて、自ら点検・評価した「自己点検・評価書」に基づきまして、外部評価委員の皆様のご多大なるご協力をいただき、第4回目となる外部評価を実施いたしました。

「自己点検・評価書」の精査にはじまり、また本学を直接ご訪問いただきまして、本学関係者との質疑応答、大学院学生へのヒアリングを踏まえて、本報告書を作成していただきました外部評価委員の皆様のご尽力に対しまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

本報告書では、「外部評価委員講評」並びに「評価結果」〔優れた点および特色ある点〕〔改善を要する点〕において、多方面にわたるご指摘やご意見をいただくとともに、今後に向けた大きな期待もお寄せいただきました。

今後は、いただいた貴重なご指摘やご意見に真摯に耳を傾け、本学がより実効性のある大学として更なる発展を遂げた姿をお示しできるよう努めてまいりたいと考えております。

今日、「大学改革実行プラン」「国立大学改革プラン」そして「ミッションの再定義」にみるように、大学を取り巻く状況は刻々と変化しており、各大学の強み・特色を活かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学になることが強く求められています。

本学は「ミッションの再定義」において、九州における教員養成の広域拠点大学としての重要な位置づけを得ました。その責務を担うため、本学の置かれた状況を今一度俯瞰し、教職員一人ひとりの意識改革を進め、向かうべき方向性をひとつにし、その役割にふさわしい大学となるべく、邁進していかなければなりません。本報告書を重要な手がかりとして、社会の信頼に応えるべく、本学の個性と特色を明確化しつつ、地域に根ざした教育大学としての存在感を示せるよう教職員一丸となって努力してまいります。

最後になりますが、本報告書を多くの皆様にご覧いただきたいと存じます。本学教職員には、自ら及び本学の果たすべき使命を振り返る契機として、また、学生や地域の皆様には、大学の取組を知っていただく機会として、ご活用いただければと願うものでございます。

国立大学法人福岡教育大学長

寺 尾 慎 一

2. 外部評価委員会委員名簿

委員長	国立大学法人奈良教育大学理事(非常勤)	
	国立青少年教育振興機構監事(非常勤)	鷺山恭彦
副委員長	福岡県教育庁教育振興部義務教育課長	家宇治正幸
委員	国立大学法人九州大学理事	菊川律子
委員	佐賀県教育庁副教育長	中島秀明
委員	福岡市教育センター所長	長谷川弘明

(平成26年2月現在)

(副委員長以下委員氏名50音順、敬称略)

3. 実施要領

平成25年度国立大学法人福岡教育大学「外部評価」実施要領

本学における教育研究の更なる改善を図るとともに、国立大学法人評価及び認証評価等を通して自己点検・評価システムの充実に向けた取組が強く求められている現状に鑑み、平成25年度における「外部評価」を下記の要領により実施する。

記

1. 評価の位置づけ

外部評価とは、国立大学法人福岡教育大学（以下「本学」という。）の自己点検・評価の一環として、国立大学法人福岡教育大学点検・評価規程第2条第2号を根拠として、本学の役員及び職員以外の者（以下「学外者」という。）が行う評価及び検証をいう。

2. 評価実施の目的

本学の第2期中期目標「外部評価を踏まえた自己点検・評価を定期的を実施して教育改善につなげるサイクルを確立する」の達成を目指すため、また、本学の教育等の質的向上の現状について、自己点検・評価を踏まえた評価項目に則り、ステークホルダーとしての学外者による点検・評価を受けて、今後の教育研究の改善・改革を図ることを目的とする。

3. 自己点検・評価書の作成

本学は評価項目について自己点検・評価を行い、自己点検・評価書を作成する。

4. 評価項目

評価項目1：大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上

評価項目2：使命・役割を踏まえた附属学校の在り方とその成果

5. 評価組織

外部評価は、学外者をもって構成する外部評価委員会（以下「委員会」という。）において行う。

6. 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 委員長は、委員会の議長として評価結果を取りまとめ、学長に報告する。
なお、委員に個別の意見があるときは、これを報告に添えて提出するものとする。
- (3) その他委員会の運営に関しては、委員会が別に定める。

7. 委員（50音順）

氏 名	現 職 名
家宇治 正幸	福岡県教育庁教育振興部義務教育課長
菊川 律子	九州大学理事
中島 秀明	佐賀県教育庁副教育長
長谷川 弘明	福岡市教育センター所長
鷲 山 恭彦	奈良教育大学理事、国立青少年教育振興機構監事

8. 外部評価の日程

平成 25 年 12 月下旬：関係資料の送付・提供

平成 26 年 1 月 31 日：委員会開催

平成 26 年 3 月 下旬：外部評価結果の提出

9. 委員会当日の運営

- (1) 委員と各評価項目関係者との面談（100 分）
自己点検・評価書を中心に、質疑応答を行う。
- (2) 学生ヒアリング（60 分）
- (3) 審議、講評（25 分）
 - (1)(2)を踏まえ、委員会は評価項目に対する評価を審議し、講評する。

10. 評価結果の反映

評価結果の報告については、本学のビジョン及び取組内容として具体化し、今後の年度計画等に反映させ、教育等の質的向上を実現する。

○スケジュール

日時：平成26年1月31日（金） 10：00～15：30

No.	次 第	時刻(目安)	所要時間	備考（会場等）
1	開会	10:00	3分	特別会議室
2	学長挨拶	10:03	5分	〃
3	外部評価委員の紹介	10:08	5分	〃
4	大学関係者の紹介	10:13	7分	〃
5	委員会の進め方等に関する説明	10:20	5分	〃
6	各評価項目について質疑応答	10:25	100分	〃
7	昼食懇談会	12:05	70分	学長室
8	大学院生ヒアリング	13:15	60分	第三会議室
9	休憩	14:15	15分	第二会議室
10	委員会審議	14:30	30分	第二会議室
11	委員による講評	15:00	25分	特別会議室
12	閉会	15:25	5分	〃

4. 評価項目

評価項目1:大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上

- ・評価基準1：アドミッション・ポリシーが明確に定められ、それに沿って適切な学生の受入が実施されており、入学定員が適切に確保されている。
- ・評価基準2：教育課程が体系的に編成され、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっている。
- ・評価基準3：授業科目の内容が学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮されており、研究・論文指導が計画的に行われ、講義、演習等の授業形態の組合せとバランスが適切であり、単位の実質化への配慮がなされている。
- ・評価基準4：各学年や修了時等において学生が身に付けるべき知識・技能等について、単位修得、進級、修了、修了後の進路の状況等から判断して、学習成果が上がっている。

評価項目2:使命・役割を踏まえた附属学校の在り方とその成果

- ・評価基準1：地域の教育界のニーズを把握する体制が確立されているとともに、学校現場が抱える様々な教育課題について、実験的・先導的に取り組み、その成果を地域に還元している。
- ・評価基準2：大学の教育に関する研究に組織的に協力する体制が確立され、大学と附属学校が連携して、附属学校を活用する研究計画の立案・実践が行われている。
- ・評価基準3：附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われている。

5. 外部評価委員講評

〔鷺山委員長〕

今回の外部評価は、「大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上」「使命・役割を踏まえた附属学校の在り方とその成果」の二点についてです。

午前中には大学側から現況について懇切なご説明をいただきました。ついで午後には大学院生たちと面談をいたしました。それらを基に全体的な講評をいたしたいと思います。家宇治副委員長からお願いいたします。

〔家宇治副委員長〕

まず、第一に評価項目1の「大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上」から、考えを述べさせていただきます。

〔「教育科学専攻」と「教職実践専攻」〕

第一点目は、教育学研究科教育科学専攻の特色、裏を返しますと、教職大学院教職実践専攻との識別だろうと思っております。教育科学専攻は、それぞれのコースにアドミッション・ポリシーが明確に定められて、募集が行われております。教育科学専攻が、研究という色づけをし、教職実践専攻の方は実践という色づけをしている訳ですが、両専攻のアドミッション・ポリシーの最後を見ても、実践力、実践能力というところに行き着いており、大差が見られない印象を持ちます。

そこで、教職大学院の教育実践力開発コースとの違いを明確化しながら、関係を整理していくことが必要になってくると思っております。教育科学専攻の学生の出口を見ても、教員が約6割を占めている状況ということですので、一般社会人、研究者志向、こういうことに限定しながら、検討していくことも必要ではないかと考えております。

〔研究的に切っていく力量〕

一方、院生のヒアリングを行っていただきましたが、彼らにはきちんと教育研究者としての研究技量がございます。実践や教育活動そのものを切っていく視点を持っている。逆に教職大学院の方を見ますと、それが弱い。実践はあるのですが、切っていく力量が弱いと感じております。この二本柱を統合しないと、大学院の在り方が明確になってこないと思っております。その分析をしながら、コースの再構築等をしていただければと思っております。

[学会発表の位置]

第二点目は、修士論文等の学修成果と定員の充足率についてです。教育科学専攻の修了率や単位修得率は非常に高いレベルにあると評価しております。また、成績評価結果の分布についても高いレベルにあります。

問題は学修成果、学会の発表等だけを基に評価すべきではないと分かっておりますが、見せてもらおうと、理数、技術、芸術等に非常に偏っている。これがまた、3頁の入学定員の充足率に反映される数字となって現れております。この原因、背景については十分に分析されているとは思いますが、コースの再編に関して、



これからやるということですので、再度取り組まれることが必要でしょう。

そこには当然、教職実践専攻との棲み分けが出てくるのだらうと思っております。

次に評価項目2の「附属学校の在り方とその成果」についてです。附属学校は、私が在籍していた頃と比べると、様々な改革が行われておりまして、ここに自己評価されていることは概ね、同調できると思っております。その中で特に、地域からの教育ニーズに応える附属ということで、各地区教育事務所、あるいは市町村教委を交えた、連絡協議会が行われていることは高く評価したいと思っております。

[地域ニーズの正確な把握]

今後、附属学校には、人材育成、研究交流、あるいは地域のニーズに応えるという役割が大きくなっていくと考えております。その際、市町村教育委員会や学校教員のニーズを正確に把握することが必要であると思っております。発表会に来た参加者のアンケートでありますとか、関心を持った方々のアンケートになりますと、それは正確なデータとなり得ないということになりますので、ぜひとも幅広く、附属学校の研究内容、あるいは人材育成の状況等々、大枠を定めてニーズを把握されることが必要になると思っております。

[先駆的な教育と研究の実践]

また現在、国においては、性急な教育改革が進められております。今後、道徳の教科化、小学校の英語活動の低学年化、あるいはICTの教育、六・三・三制の見直し等々への対応が必要となります。国の研究開発や研究委託を待つと、単

独の I C T なら I C T だけ、道德の教科化なら教科化だけというような取り扱いとなってしまう。そうしますと一般の学校とほとんど変わらないということになってしまいます。

ですから附属学校が荷負わなければならないのは、そういう項目をすべて入れ込んだ、新しい学校創造をしていくということが必要ではないかと考えます。もちろん、附属学校が担っている、教員の養成、そういうものは大事にしながらもですが、先進的な取組をやって行かなければならない。附属学校を見せる、世に問うというビジョンが必要になるのではないかと感じております。

[附属学校経営の在り方の革新]

そうなりますと、大学の附属学校経営をどうするかということが大切となってきます。附属学校の本来の使命を前提としながらも、29 頁に「附属学校の活用に関する基本方針」こういうものが具体化されています。国の拠点校、地域のモデル校、組織改革、教育研究機能の強化等のコンセプトを、総合的に附属の中に取り込んでいくことが必要ではないかと思っております。

従来の校長、副校長制、旧態依然とした学校運営体制、研究体制、あるいは教育実習の推進体制、あるいは大学教員との関わり、こういうものをあらゆる観点から新たに見直すことが必要であろうと思っております。

それは、旧師範学校からの脱皮を図っていくことであると考えております。例えば、経営ビジョンを持った学校長の公募であるとか、集団グループによる機能的な教育研究、あるいは先程ありました大学院を卒業した学生を一部教員として雇用し、大学と入れ替えていく。他大学の成功した事例、あるいは失敗した事例が多様にあるはずなので、そういうものを参考に、多様な取組をしている附属学校として、福岡教育大学のひとつの大きな特色として、打ち出すことが必要になると考えております。

少し大きい話で申し訳ございませんが、こういう考えをもって取り組むことが附属が生き残っていくための手段として大変重要であると考えます。

[鷺山委員長]

ありがとうございました。続いて長谷川委員、お願いいたします。

[長谷川委員]

まず、評価項目 1 の「大学院の質の向上」という点についてです。

教育課題の多様化などを踏まえ、教員の一層の資質能力の向上には大きな期待が寄せられています。議会においても、保護者の話を聞きましても、「学校の先生にはぜひ力を上げて欲しい」という期待の声をよく耳にします。国も、高度な専

門職業人の育成・学び続ける教職員の育成の方針を打ち出しており、大学院の果たす役割は非常に大きいと考えています。今回、外部評価の評価項目に、大学院の質の向上を取り上げられたことは大変価値高いものと思います。

[4つの評価基準]

評価項目全体を通して4つの評価基準が示され、大学をあげて一生懸命取り組まれていることに、まずは敬意を表します。特に、学生の確保については、色々な課題があるとの説明をいただきましたが、充足率が全体としては平成25年度については100%を超していること。教育課程についても、学生のアンケートをご準備いただいておりますが、満足度に関して一定の水準にあること。単位の実質化についても、いろいろなバランス等に配慮され多様な授業展開に取り組まれていること。学修成果についても修了率が100%であること。大変勝手な憶測ながら、中退したり途中で辞めて採用試験を受けたりする学生がいるのではないかと思います。こうした数字等を見せていただく限り、「全体として、一部に課題があるけれどもおおむね水準を満たしている」という自己評価について、基本的に同意する立場です。

ここから先は今後に向けてということで、各基準に沿って、いくつか私見を述べさせていただきます。

[専門性を高める]

まず、院生の確保についてです。本日午後から、現役の大学院生の話を聞く機会をいただき、院生たちは専門性を高めることに強い意識を持っていることがよく分かりました。中には、研究が楽しいと口にする院生もいるくらいで、専門的知識の修得に対する強い願望があることがよく伝わってきました。こうしたことが大学院進学が一番の動機であることがよく分かりました。

そうなりますと、おそらく教員免許の学校種としては、中学校あるいは高等学校の教員を志望する学生が、大学院としては主たるターゲットになってくると思います。より専門性が高くなる中学校や高等学校の教員を志望する学生には、将来に向けて修士レベル化の拡大を考える必要があるでしょうから、大学院の定数の見直しを今後検討するにしても、大学院進学を制度的に支援する枠組みをつくる必要があるのではないかと強く感じました。

[早期に大学院進学を推奨を]

大学院進学については、早い段階から勧めることが必要だと思いますが、ゼミの先生からの働きかけが非常に大きなきっかけになることを、院生の話を聞いて感じました。資料の1-3-Aで、大学院への進学の理由についての分析が行わ

れていますが、院生たちの話を聞いてみますと、ゼミの先生からの働きかけが結構多いみたいでしたから、この資料については分析の仕方をもう少し変えないと実態が正確に反映されないのではないかと感じました。

[スペシャリスト ＋ リーダー]

それから、教科研究のスペシャリストとしての学生の確保については、スペシャリストになるだけではなく、その領域のリーダーになることも期待されます。

そうすると、学生のリーダー性について選考の際にどう見抜いてどう判定をするのか難しい課題があるのではないかと感じました。なお、午前中の質疑の際にも話題になっていましたが、定数がもっと柔軟にならないか、他大学からの受け入れがもっと広がらないか、などと考えた次第です。



何より一番感じたことは、今日話を聞かせていただいた現役の大学院生が、現役の学部学生に対して、大学院進学を直接働きかけるような場が—これはどこかにあるのかも知れませんが—そうしたことがもっと充実すると、大学院に行きたいという学生がさらに増えるのではないかと感じました。

教育課程全体に関しては、大学院では、何を教えるかということよりも、何ができるようになるかのウェイトが高いように思います。そうすると、専門性を高めるためのカリキュラムの中心は、自学自習をどう進めるか、問題意識そのものをどのように持つかということになってくると思います。

[教員生活のキャリアデザイン]

なお本日は話題には出なかったのですが、現職教員の場合は教職大学院が中心になると思いますが、教員生活全体のキャリアデザインをどう描かせ、大学院で学ぶことの意味付けをどうさせるか、というところが重要ではないかと思っています。このことについては本日は触れませんが、いずれにしても現職の教員の研修を行う立場からしますと、今日の話をもとに、今後、例えば初任者研修については、大学院を経た学生は一部免除する、あるいは全部免除する等々のことを考えていく必要があるのではないかと思っています。むしろ私ども現職教員の研修機関の課題として受け止めさせていただきます。

教育大学においては、学校現場での実践に繋がる大学院での学びがどうあればよいのか、教員養成大学として教育学の確立・深化にさらに取り組んでいただき、

私どもにもご示唆いただければ幸いです。

単位の実質化については、他大学との単位交換、あるいは教職大学院の学生のアンケートにも書いてあったのですが、他の機関の専門家との連携、こうした開放的な方向性を探ることで、単位の実質化をより具現化できないかと感じました。学生による授業評価を一層組み入れることなどにも、充実を図る手がかりになるのではないかと思います。

[卒業生のフォロー]

また、学修成果の点については、1983(昭和 58)年度から大学院が設置されたことですが、歴代の卒業生がみんな今、どこで何をしているか、どういう風にやっているのかが知りたく思いました。調査等を行うにはなかなか難しい面はあると思いますが、例えば専攻した専門領域のリーダーになっているかどうかの追跡調査のようなことをやらない限りは、本当に大学院での学びに意味があったのかどうか実証できないように思います。

また、教職大学院の取り組みの中にフォローアップ研修という項目を見つけたのですが、教科教育の大学院の場合でも、フォローアップ研修のようなことが何かできないのかと感じた次第です。以上、評価項目 1 についてでした。

次に、評価項目 2 の「附属学校の在り方」についてです。この項目につきましては、附属学校については一般的に、教育実習校であること、先進的な教育研究の推進校であること、あるいは地域の学校教育を担う人材を輩出していること、こうしたイメージでとらえられていると思いますが、大変良くやっていただいているのではないかと思います。今回の評価項目 2 についての自己評価についても同意いたします。

[教育委員会と附属学校の連携]

これまで、福岡市教育センターとしましても、例えば初任者研修に附属学校の授業参観を組み込めないとか、教育センター等の指導主事が附属学校の校内研修等に参加することで指導主事自身の学びの機会に活用できないとか、様々な企画を考えたことがあります。しかし、なかなか条件が整わないこともあり、実現できていない状況です。各地区の協議会を立ち上げ意見交換されているということですから、只今申し上げたようなことを含めて、実質的、具体的な話ができるような場に、これは私どもの姿勢の問題になるのですが、なるとよいと思っています。

教員免許状更新講習についても、実は福岡市では大学で一生懸命取り組んでいたにも関わらず、市独自に実施しています。その際に附属学校の先生

に来ていただくこと、と言うとちょっと叱られるかも知れませんが、そういうことも含めて検討できないかなと思っています。平成 21 年の国立大学附属学校の活用方策等についての協議資料を添付いただいておりますが、大変参考になりました。

〔大学教員の授業〕

そうした中で、午前中の質疑の際にも少し触れたのですが、大学の先生が行ってある授業については、相部先生のお話では、これは大学の教員としての研究の一環であって、公開するようなものではないということで、その趣旨はよく分かるのですが、おそらく多くの学校の教員からすると大学の先生がそれぞれの専門の学問を実際に子どもに即して授業されている機会があるのなら、ぜひ見せていただきたいと思う教員が多いのではないかと思います。

午前中の質疑の中で、大学の先生方の意識改革ということがお話に出ていました。そのことについてとやかく申し上げる場ではありませんが、具体的な授業に取り組む大学の先生方の姿を拝見させていただく機会が増えること自体は、そうしたことに向けてプラスになる面があるのではないかと、僭越ながら感じた次第です。

大変、長くなり申し訳ありませんが、以上のような点を感じたり、思ったりしました。ありがとうございました。

〔鷺山委員長〕

ありがとうございました。次に中島委員、お願いいたします。

〔中島委員〕

久しぶりに大学院生とお話しをしまして、一時代前の学生と比べれば随分、人前で臆せず物がきちんと言える、自分の考えをまとめて話せるなと思いました。これが今の教育の成果か、特に貴大学の学部及び大学院の教育の成果か、ちょっと分かりませんでしたけれども、感心をいたしました。

〔教育実習と実際の教育指導〕

まず、評価項目 1 の「大学院の教育科学専攻の質の向上」ということですが、理論と実践の融合ということで、先程、教職大学院と同様、理論的講義や実践演習だけでなく、教育実習等があった方がよいのではないかというお話をしましたが、教育実習という講義の中に組み込まれた形ではございませんけれども、学生さんたちは、チューターをしているとか、小中学校でボランティアをしているとか、それから 2 年次になると非常勤講師という形で、実際に現場でも授業を

行う、あるいは対象が児童生徒ではないけれども、学部の学生に教えるというように模擬的な形で指導している。しかしながら、カリキュラムとして組まれているのではなく、自らやるという形でやっているけれども、学生としては、非常に満足であるということでした。また、それが教職大学院との違いということでもいいのかな、ということにはちょっと感じたところでした。

しかし、もう少し、教育科学専攻の方にも現場実習が取り入れられると、現職教員ももっと現場に則したといいましょうか、教科に重点を置くけれども、教科に重点を置いて、しかも現場に則したという視点があるとひょっとすると入学定員の充足率のでこぼこを解消するひとつのヒントになるかもしれないなと思いました。

〔専門研究への高い満足度〕

それから、大学院自体の授業の満足度は非常に高いものがございました。先程、みなさん方にお話を伺った際に、頑張っているからという答えを返していただいて、それはそうなのだなと思っておりまし、専門性を高めるために、大学院に進学しているというお話でした。ただ、これはですね、やっぱり学生一人一人に対して、非常にきめ細かく大学の先生方が対応されているということの証ではないか。必要な相談等もあれば、それにもきめ細かく応えてくれると、そういうのも含めて、講義だけではなくてトータルとしての満足度であったと思います。今、非常に多くの先生方で支えられているから成し得ているところだろうと思っております。ぜひ、そういう意味ではこれからも続けていただければと思っております。



〔地域連絡協議会〕

それから二つ目の「附属学校」については、教育・研究の場として、非常に存在意義が高いなと感じました。特にそれを位置づけるために地域連絡協議会を設けられて、人材育成とか、教育・研究について具体的に、地区教委、県教委辺りとも協議がなされていることは非常にすばらしい試みだなと思っております。ぜひ、附属でなければできない取組を大学主導で企画し、今後も工夫していただくと、より良い形になるのではないかと考えております。以上です。

[鷺山委員長]

ありがとうございました。次に菊川委員、お願いいたします。

[菊川委員]

今、小中学校の現場から離れていますので認識違いもあると思いますが、感想ということで、述べさせていただきます。家宇治先生が性急な改革ということをおっしゃいましたが、グローバル化、イノベーション化ということで小学校から大学、大学院まで、教育とか人材育成に対する期待が大きく、それが要求となって学校にきていると思います。

例で挙げられました小学校の英語とか、特別な教科としての道徳など1年単位で現実化していくという状況にあると思います。

[理論と実践の循環の牽引者]

そういうことを前提にして、まず2番目の「附属学校の実践」でございますが、やはり、こういう根付いた附属学校の実践が福岡にあるということは、福教大にとっても、福岡県教育委員会、それから政令市の教育委員会にとっても財産だと思っております。

ですから、行政との連携、あるいは大学の専門性を活かす観点を大事にしながら、理論と実践の循環をしていくような牽引者としての附属学校というものを期待したいと思っております。最終的には附属学校の教員を人事異動で出してくている県や政令市の具体的教育実践の底上げに、繋がるような実践の定義とか研究成果のまとめとかを大学の専門性を活かしながら、やっていただきたいと期待するところでございます。

[目に見えるデータでアピール]

それから、2点目でございますが、先生方がおっしゃったように4人の学生さんにとっても良いお話をいただきました。先生方が丁寧に指導してあるということが分かりました。それだけに、2頁3頁の定員の充足率を今後とも維持していく、あるいは充足率だけでなく応募者の倍率を増やしていく取組が大事かと思っております。

と申しますのは、昨年11月の国立大学改革プラン、このプランは大学の自主性、自律性を求めているプランだと思います。今までは、同じように運営費交付金を削るという流れでずっときていた訳ですけども、それに対して運営費交付金の中でも、努力によって評価するという改革が始まっています。貴重な税金ですから、やっていることの成果を具体的に見せていく、一般の方がすぐに分かるとい

うことを大学としても工夫していかないといけないということを日頃、考えているところでございます。教育内容や研究内容のレベルアップを図るということもありますが、レベルアップを図ったことを必ず広報していくとか、分かりやすい形で出していくということが大事だと思います。

そういった意味で数字は正直ですので、特に一般には一番アピールする材料ですので、充足率、応募比率あたりを決して落とさないというところが、生き残りのカギだと思っています。

〔大学院と現場の学校との連携〕

大学院の取組は、学校現場との連携を重視しながら、改革をやっていただきたい。そこが、教育大学、教育を専門とする大学の生き残りだという風に外からは見え



るところでございます。確か、福井大学だったと思いますが、福井県内の津々浦々の学校に対して具体的な支援を行うというようなプログラムを提示してあったと思いますが、そういうことが、教育大学ならではの役に立つ存在証明に繋がっていくというように思います。

附属学校が実績を上げておられるので附属学校との連携を足がかりに、また、県内、政令市の小中高等学校との連携を密にしながら、基礎研究は大事ですけれども、基礎研究が大事であると言いつつも、一方で基礎研究が活きる場面も広報していくということで、各大学は生き残ろうとしておりますので、そういう意味では附属学校のご縁を大切にしながら、学校現場との連携を密に図られるといいのではなかろうかと思います。

〔鷺山委員長〕

ありがとうございました。それでは私からですが、まず「教育学研究科教育科学専攻」についてです。中教審の答申では、大学院は教職大学院を増やし特化させていく方針が出されています。教職大学院のコンセプトは素晴らしいものを持っていますが、その枠組に限界も持っています。その辺りの問題を福岡教育大学ではきちんと受け止めて、教育科学専攻をしっかりと充実させ、経営しておられると思いました。

教職に重点を置く教職実践専攻に対して、教科や専門に重点を置いているのが教育科学専攻で、教科は、小・中・高の児童生徒に対する教育のダイナモですから、これをどう充実させていくかは決定的に重要で、いいスタイルで発展しつつ

あると感じました。

先ほど、大学院生たちと話したのですが、素晴らしい院生が育っているというのが私たち委員の共通の認識です。家宇治副委員長が教職大学院では、実践力についているけれども、研究力はどうなのだと言われましたが、院生たちと話してみても、教育科学専攻の方は、さすがに専門とする対象を学問的、研究的に捉える姿勢がしっかりついており、頼もしく思いました。的確で優れた指導の賜物であると強く感じました。

〔多文化共生の教育環境への対応〕

その中でイギリスに行きたかったけれども、テーマが噛み合わずに行けなかった院生がいました。残念に思いました。学部4年にプラスして大学院に2年行くということを、グローバル化が言われ、教育現場も多言語多文化状況になっている中で、どう位置づけるか、という問題があると思います。大学院教育に、外国における文化体験、研究体験をしっかり組み込まなければいけない段階に来ていると思います。

1年間ヨーロッパに滞在できるなどということは、学生時代しかないわけで、仕事を持ったら絶対に不可能です。ですから院生諸君にも、1年間留年してでもいいから、今のうちに外国体験をして下さいと申し上げました。とにかく外国で肌で学ぶということは重要で、それが日本に帰ってきてからの教育現場の国際化のセンスになるわけですから。

国際協定校との交流に研究交流がありますが、しかしこれはおそらく先生方の研究交流だと思います。院生の研究交流をしっかり位置づける必要があると思います。

〔短期外国滞在の勧め〕

またある院生は、美術に関心があるから短期にチェコとウィーンに行く予定と話していました。大変うれしいことです。例えば、ウィーン大学に行きますと、日本学研究科があります。そこでは日本人とオーストリアの学生たちが、タンデムといってペアを組んで日本語・日本文化を中心に教え合って文化交流をしている光景が普段にみられますし、日本についてのテーマで色々な研究発表もなされています。旅行の途中でちょっと寄っただけでも、学びや研究の在り方について、大きな刺激を受けるはずです。

昨秋、中国の南京師範大学の日本語科に行く機会があり、卒論と修論の発表会を見ました。中国の学生、院生たちが日本語でどんどん発表していました。見ていだけでも刺激的です。こうした外国での研究教育の在り方を短い期間でも、体験したり交流したりできる体制をどう考えていくかは大切な課題だと思います。

〔教員養成特化路線のあい路〕

学部と絡んだ話しなのですが、文部科学省は、財務省の財政圧縮の力に負けて、新課程の廃止を打ち出しています。教員養成特化の路線ですね。しかしここには大きな問題があります。教員養成は国民教育が中心ですから、そこへの特化は、国際化、グローバル化とは相いれない面があります。他方では政府は30万人の外国人留学生の受け入れ方針を打ち出しています。留学生を受け入れやすく、外国へ留学する学生が多いのは新課程です。教員養成への特化は、留学生を入りにくくさせ、教員養成大学を世界の趨勢である国際化、グローバル化から遠ざけてしまいます。

大学院も、教職大学院に特化すれば、外国人はいなくなるでしょう。教育科学専攻なら、教育学も教科教育も専門諸科学も研究できて、グローバル化に対応できます。



絶対に忘れて行けないことは、いくら学校の先生の力量を向上させても、今日の教育問題は解決しないということです。いろいろな専門家、地域や各種業界の人たちの力を結集しないと不可能です。中学生や高校生の参加した映画祭で、子どもたちに素晴らしい成長があった話を聞きました。テーマ探し、脚本づくり、撮影と、ここで子どもを指導するのは、学校の先生ではなく、教育の観点を

もった各種の専門家です。まさに新課程的人材なのです。こうした社会総ぐるみが今、教育で求められているのです。

教員特化ではなく、学部においても大学院においても、専門性の裾野の広さが大切で、教育の観点をもった多彩な専門家の輩出もあってこそ、現代社会の深部からの教育課題に対応できるわけで、こうして初めて福岡教育大学が教育の総合大学としての実が取れるのだと思います。

〔博士課程の創設を視野に〕

欧米では、教員や教育委員会関係者は修士レベルで、博士号も一般化しつつあります。私たちの社会も、博士課程まで行って高度な研究開発能力を磨くことを求めています。留学生たちも博士号まで取りたくて日本に来ています。博士課程の創設は、双方に大きなメリットがあるわけですから、単独で難しかったら、連合の形、共同の形、いろいろな形があると思いますので、研究して、是非とも博士課程を作っていただきたいと思います。

「附属学校」に関してですが、既に委員の皆さんからたくさんご指摘いただいております。地域ニーズの問題、先導的な試行、大学と附属学校との連携、等々、きちんといろいろなされており、実績もあって立派だと思いました。

[教科内容学と附属学校]

一つ課題を挙げますと、長谷川委員も話されておられましたが、やはり教科専門・専門諸科学の先生方の活用が大きな鍵になると思います。

今まで、教育科学・教科専門・教科教育がバラバラに教えられており、その統一は学生の受容に任されていたのですが、それではよくない、教育学部独自の学問として「教科内容学」をどう創造するかという課題がずっとあります。

専門科学のそれぞれの分野における学問的達成と、学校で教える教科内容との有機的連関ということで、児童生徒の発達段階や認識段階を考えて教科専門と教科教育の教員の連携から、どういう学問を生みだすか、というように考えてよいと思いますが、そこでやはり附属学校の試行的実践は、決定的に重要です。

教科内容学は、学生が聴講して、教科と教育実践をつなぐ学問として、生涯にわたって理論的にも方法的にも指針を与えるものでなくてはなりません。ところがややもすると、かつて一般教養学が「ぱんきょう」と呼ばれて、水準の低さを揶揄されたような事態も予想されなくはなく、この創出には厳しい水準が求められます。まさにここで附属教員と大学教員の緊密な研究連携が鍵となっており、この研究の大いなる発展を期待したいと思います。

[附属学校 4 地区のそれぞれの気風を大切に]

附属学校は 4 地区あるわけですが、地域ニーズを掘り起こした形での地域のモデル校ということをおっしゃっています。その地域には、それぞれ福岡には福岡の、久留米なら久留米の伝統があると思います。やはり「伝統と革新」という観点は大事で、それは「個性化」と絡んできます。その意味では 4 つの地域の伝統から生まれた個性を大切にしつつ相互交流して新しいものを生みだして行く、よき循環も更に期待したいと思います。

6. 評価結果

評価項目 1 大学院教育学研究科教育科学専攻の質の向上

[優れた点および特色ある点]

- ① アドミッション・ポリシーが明確に定められ、理論知と実践知の融合した高い専門性をもった講義と演習が展開され、新設された教育科学基礎科目・発展科目・広域発展科目とも呼応して、バランスが取れた教育課程となっている。学生・社会人と現職教員と分けた科目選択のフレキシブルな設定もあり、14のコースが生き生きと発展している。
- ② 修士論文も、教育実践に即したもののから専門からくる学問性に即したものまで、研究方法は多彩であり、この多彩さ、豊かさが教育学研究科の底力を形成している。学会発表の実績も上昇中である。
- ③ 平成 25 年度の教育科学専攻全体の入学定員充足率は 100%を超え、平成 24 年度の大学院修了率が 100%である。バランスに配慮された多様な授業が展開され、自学自習の気風も定着しており、大学院生は専門性の向上に強い意識と意欲を持っている。
- ④ 大学院生の授業の満足度は高く、個々人の大学教員のきめ細かな指導がその評価をもたらしている。
- ⑤ 面談を行った範囲であるが、大学院生の資質・能力が高い。大学院で学ぶことの目的や学びたい内容が明確であり、研究力量も高さを感じられた。指導教員の影響力が強く、本来の大学院のあるべき姿が具現化されている。

[改善を要する点]

- ① 教員の修士化は世界の趨勢であり、大学院進学者を増やしていくことは社会的要請である。そのためには、早い段階からの奨励が必要であり、指導教員の働きかけ、大学院生から学部生への働きかけ、等々、全学的な取り組みが必要である。

指導教員からの働きかけは、実際は大きな役割を果たしているようであるが、大学院進学理由の分析に正確に反映されていないように思われる。

- ② 大学院生には、各教科等のスペシャリストになるだけでなく、その領域のリーダーになることも期待されている。選考の際に、大学院生のリーダー性をどう評価するかが課題である。大学院では、何を教えるかということよりも、何ができるようになるかのウエイトが高い。鋭角的な問題意識、自己探求能力の醸成を促す指導、カリキュラムの工夫を期待する。

- ③ 教育科学専攻のコース毎の入学定員の充足率に違いが見られる。入学定員の確保のため、各コースの柔軟な定数設定、他大学との単位交換、他大学からの受け入れ増加、現職教員が希望するカリキュラムの構築、等々の工夫が望まれる。

目指す大学院生像も、教科教育の専門家や教育研究者の養成の目的を明確に掲げ、教職大学院である教職実践専攻との差別化を図る必要がある。

- ④ 1983(昭和 58)年度の大学院設置以降の卒業生の追跡調査（専攻した専門領域のリーダーになっているかどうかなども含め）に取り組み、大学院での学びの効果を実証することも検討してみる必要がある。フォローアップ研修の実施の検討も期待する。

- ⑤ 教科教育の専門性の深化は求められているところであり、福岡県は学力実態調査が全国平均に達していないこと等も考えると、専門の大学院として、現場に活かす、附属学校等の優れた実践とも結びついた研究が求められている。

教科教育法の研究が確実に現場や教師の指導力を鍛え、それが現場の教師も含め大学院の志願者増大に繋がる循環を望むところである。

評価項目 2 使命・役割を踏まえた附属学校の在り方とその成果

〔優れた点および特色ある点〕

- ① 各附属学校は、文部科学省の研究開発委託事業、科学研究費補助金、学長裁量経費の研究推進支援プロジェクト経費、等々をそれぞれに獲得しており、例えば新しい授業科目として、「英会話科」、「情報科」の提起など、今日的課題に対応した様々な新しい試行と提案を行い、実験的、先導的な教育研究を推進している。
- ② 研究発表会には、各附属学校合わせると5千名もの参加者を得て、研究の持つ提案性、教育実践への有用性、講演内容の豊穡性において、高い評価を得ており、福岡のみならず九州地区全体の拠点校、モデル校として模範的活動になっている。
- ③ 各地区に地域連絡協議会が設けられ、地域の教育ニーズに応える体制が構築された。教育事務所や市町村教育委員会と緊密な連絡をとり、人事交流、長期派遣、地域教員の資質能力向上、小中連携のモデルプランの提案等々、有機的連関の中で様々な教育ニーズに応えている。
- ④ 教育に関する大学の研究に対して、附属学校が連携協力する「共同研究部」がつくられた。幼児、初等、中等、特別支援、養護教諭、栄養教諭の各研究部会において、研究テーマの設定から研究発表、出版まで、系統的対応が可能になり、共同研究発表、授業実践研究実施、研究紀要において、成果として表れつつあり、今後の発展が期待される。
- ⑤ 大学教員が附属学校を活用した研究と共に、各附属学校で取り組んでいる研究も大学と附属学校の連携によって発展し、特に、附属中学校においては、各教科と附属学校教員との共同研究が進んでおり、今後の附属中学校に大きな期待が持てる。このなかで新しい教科内容学の創出を期待する。

[改善を要する点]

- ① 各地区附属学校地域連絡協議会においては、附属学校授業参観を初任者研修の一環として位置付けることや、附属学校の校内研究会等に指導主事が参加し研鑽を積むことなどについて検討するなど、更に具体的、実質的な協議が進められることを期待する。
- ② 附属学校教員には、教員免許状更新講習の講師を務めていただくよう期待する。大学と附属学校との連携をさらに密にし、現職教員の研修の場としての位置づけを確立する必要がある。

また、大学教員による授業の公開をぜひご検討いただきたい。附属学校がそれまで持っていた教育実践研究の最先端の場から変容しているので、教育手法の最先端の知見や、大学での研究など最新の情報が得られる場としての位置づけなど、新しい視点で構築する必要があるのではないか。
- ③ 附属小学校の研究に対する大学側のリーダーシップが必要と考える。研究のメイン講師等が他大学から要請されており、研究内容に大学とのつながりがみられない。教員の研究力量の向上が、附属学校任せになっている。結果として小学校においては、先導的研究、教育理論を踏まえた実践・研究に弱さを感じる。
- ④ 大学院の教育科学専攻・教職実践専攻等との連携を強め、附属教員の修士取得などの資質向上を保証する仕組みをつくる必要がある。
- ⑤ 大学経営の一環としての附属学校経営が必要である。研究開発委託事業などにより様々な試行は行われているが、ＩＣＴ教育・英語教育・道徳の教科化・地域運営学校等々、こうした課題を具現化した総合的な学校としての打ち出しが必要である。結果としての児童生徒の学力の高さ、英語能力の高さ、コミュニケーション・プレゼンテーション能力の高さなどを具現化できる附属学校になることを願う。

7. 関係規程等

(1) 国立大学法人福岡教育大学点検・評価規程

制 定 平成18年 2月17日

一部改正 平成22年 4月16日

一部改正 平成23年 3月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人福岡教育大学運営規則第43条の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する福岡教育大学（以下「本学」という。）の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究活動等」という。）の状況について行う点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「大学評価」とは、次の各号に掲げるすべての評価を総称する。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 自己点検・評価のうち、本学の点検及び評価の結果を受けて、その役員及び職員以外の者が行う検証及び評価をいう。
- (3) 認証評価 学校教育法第109条第2項又は第3項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (4) 法人評価 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。

(点検・評価の実施)

第3条 大学評価に係る点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、学長が行うものとし、その実施については、企画・評価室において処理させる。ただし、外部評価において学外者が行う検証及び評価については、この限りでない。

2 企画・評価室は、点検・評価の実施に際して、実施方法、評価項目、自らの

教育研究活動等に係る状況に関して点検・評価を受けるために必要な作業を行う主体（以下「評価作業主体」という。）その他必要な事項を定める。

- 3 評価作業主体は、当該評価項目の点検・評価に必要な資料・データを入手し、これらに基づき点検・評価に必要な作業を行う。
- 4 企画・評価室は、評価作業主体による前項の作業の結果を取りまとめる。

（点検・評価の結果の確定及び公表）

第4条 企画・評価室は、前条第4項の経路を経て点検・評価の結果について原案を作成し、学長に報告する。

- 2 学長は、前項の原案に関する経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、点検・評価の結果を確定する。
- 3 学長は、確定した点検・評価の結果（外部評価において学外者が行う検証及び評価の結果を含む。）を刊行物又はその他の媒体によって学内外に公表するものとする。

（点検・評価の結果等に基づく改善）

第5条 企画・評価室は、点検・評価の結果又はこれに基づく大学評価の結果の確定を受けて、改善すべき事項及び改善方策を取りまとめる。前条第1項の報告の時点で学長が特に必要と認める場合、及び点検・評価が試行的な性質を有しているため前条第2項の手続をとらない場合についても、同様とする。

- 2 企画・評価室は、改善すべき事項に係る当該組織の長に改善方策の提示を依頼する。
- 3 企画・評価室は、前項の改善方策を取りまとめ、学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告に基づき改善方策を決定し、当該組織の長に改善方策の実施を命じるものとする。

（改善状況の検証）

第6条 企画・評価室は、前条第4項に定める改善方策の実施状況について検証を行い、検証の結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、十分な改善状況が認められない場合には、改善の進展を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（事務）

第7条 大学評価に関する事務は、経営政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、大学評価に関して必要な事項は、企画・評価室の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 国立大学法人福岡教育大学外部評価委員会規程

制 定 平成22年12月20日

一部改正 平成23年 3月22日

(設置)

第1条 国立大学法人福岡教育大学運営規則第43条第2項に基づき、国立大学法人福岡教育大学点検・評価規程第2条第2号に定める「外部評価」を実施する機関として、国立大学法人福岡教育大学外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、国立大学法人福岡教育大学（以下「法人」という。）が作成した自己点検・評価書等に基づいて、学長が決定する評価項目について学外者の立場から検証及び評価を行い、法人の教育・研究の質的向上及び組織の活性化等に資する提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、学長が委嘱する学外有識者5名程度の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は、学長の要請に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の出席を求めることができる。

(報告書の提出)

第7条 委員会は、第2条の規定により実施した検証及び評価の結果並びに優れた点及び改善を要する事項等を外部評価報告書にまとめ、学長に提出する。

(報告書の公表)

第8条 委員会から、提出された外部評価報告書は、法人公式ホームページ等で公表する。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、経営政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月20日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

